令和5年度第2回東北森林管理局事業評価技術検討会審議概要

- 1 開催日時 令和6年2月16日(金) 10時00分~11時50分
- 2 開催場所 東北森林管理局 4階第3会議室
- 3 出席者
 - (1)事業評価技術検討会

会長 高田 克彦

委員 菊池 俊一

委員 山中 高史

(2) 当局出席者(検討委員会委員等)

森林整備部長

計画保全部長

企画調整課長

計画課長

治山課長

森林整備課長

資源活用課長

森林整備課課長補佐(説明員)

企画調整課監查官(事務局)

企画調整課監査係長(")

- 4 評価の対象
 - (1)事前評価(森林環境保全整備事業)
 - ·下 北 森 林 計 画 区(下北森林管理署)
 - •馬淵川上流森林計画区(岩手北部森林管理署)
 - •宮城北部森林計画区(宮城北部森林管理署)
- 5 事業評価技術検討会の意見
 - (1)事前評価(森林環境保全整備事業)

「効率的な森林整備と路網整備を確実に進めることにより、森林の有する公益的機能の 発揮による生活環境の向上と木材生産等を通じた地域振興への寄与が期待されること から、事業実施の必要性が認められる。」

6 質疑応答

事前評価(森林環境保全整備事業)

- 委員:説明資料のP29の、宮城北部森林計画区で水源涵養便益が平成30年度の事前評価時と比べて大幅に増えていることについて、雨水浄化費がアップしたことによるものということは理解した。洪水防止便益についても倍くらいになっているようだが、そちらの要因はなにか。
- 当局:宮城北部森林計画区の個票にある費用集計表の治水ダムの単位流量調節量当たりの年間減価償却費単価が、H30 年度では 4,190,000 円となっているが、今回 5,300,000 円と単価が上がっている。併せて年間平均降水量が増加したことが要因として考えられる。
- 委員:炭素固定便益が環境保全便益にあると思うが、森林整備経費縮減等便益にも同じ名 称の便益があるが、二重計上となっていないか。
- 当局:森林整備経費縮減等便益に環境保全便益も含まれているため、路網整備で環境保全にも繋がるという意味で、算定方法は違うが同じ名前で計上されているもの。路網整備した区域で造林等したものの炭素固定便益と、造林以外のもので算定した炭素固定便益となっており、二重計上のないように算出している。
- 委員:土砂流出防止便益も同様と考えてよいか。
- 当局:路網整備によって促進されるということで、入っているものである。
- 委員:施業の違いによって影響する範囲や、算定方法が違うが名称が同じということで良い か。
- 当局:おっしゃるとおり、同じ名称でそれぞれの便益へ含まれているが、算定方法は違っており、二重計上とはなっていないことをご理解いただきたい。便益の集計は複雑で係数などもどんどん変化するが、全国統一した算出方法となっており、二重計上は起きないようになっている。
- 委員:同じ名称の便益が複数あることによって分かりにくく、誤解を招くのではないか。
- 当局:全国統一したものであるため、ご意見は林野庁へ伝えていく。
- 委員:確認だが、便益集計が平成30年度と令和5年度で一番大きく異なっているものというのは、森林整備経費縮減等便益に令和2年度から加えられた土砂流出防止便益が新しく入ったというのが大きく違うということで良いか。そしてそれ以外の説明のところでいうと、環境保全便益と木材生産等便益で算出する際の係数が大きく変わっているため、その結果数値が変わってきているという理解で良いか。

当局:そのとおり。

- 委員:今後もこれだけ大きく変わっていくとすると、社会の変化に合わせたかたちで森林の価値の計算、林野庁の取り組みに対する価値を見直すことも必要になってくるのでは。
- 当局:事業評価は全国統一で行われているものとなっているので、ご意見については林野庁 〜伝えていきたい。
- 委員:チェックリストⅡ3(1)でAとされており、判断基準の「協議会など」に森林計画の際の住民懇談会が含まれているものと考えている旨説明があったが、住民懇談会は「自然環境・景観に関する協議会など」に該当するのか。
- 当局:住民懇談会には自然保護関係の活動をされている方も出席いただいているので、該 当すると考えている。これも全国統一したチェックリストとなっているので、他局の情報 も収集したいと考える。
- 委員:チェックリストⅡ3(3)①で B とされているが、判断基準で「又は」と書かれていることから、住民懇談会をやっている時点で説明を行っていることでクリアしているのではないか。
- 当局:林野庁へ相談していきたいと考えている。
- 委員:現段階では同意予定という部分であるので、計画策定後、修正する手間もあると思うが、今検討会としては B で妥当と考える。
- 委員:チェックリストⅡ3(3)⑤で A とされており、判定基準の「市町村の振興計画等」とあるが何を指していて、林業に限ったものなのか。また、「調整が図られている」と「調整中である」というのではまた捉え方が違ってくる。
- 当局:市町村振興計画となれば上位の計画となり、東北の大部分の市町村で森林を有していることから市町村森林整備計画も含まれるものと考えられることから当然調整が図られているものと考えられる。
- 委員:市町村森林整備計画について問えばよいものと考えるが、なぜ振興計画等としている のか。
- 当局:林野庁へ問い合わせし、回答があればお示ししたい。
- 委員:全国統一したものであることから東北は各市町村で森林がない市町村はないのかもしれないが、他局では森林がない市町村が存在するのかもしれないので、漏れのないようにするために上位の振興計画等としているものではないか。
- 当局:林野庁へ問い合わせし、回答があればお示ししたい。